入　札　さ　れ　る　方　へ

１　入札

（１）この公売は、期間入札の方法により行います。定められた期間内に次の方法で入札してください。
（２）入札書には次の事項を記載してください。
　ア　売却区分番号　　ウ　電話番号（開札時に確実に連絡がつくもの）
　イ　住所・氏名　　エ　入札金額
（３）入札書を書き損じたときは、訂正や抹消をしないで新しい入札書を使用してください。
　書き損じを訂正した入札書は無効となります。
（４）一度提出した入札書は、入札期間内であっても、引換え、変更又は取消しをすることはできません。
（５）入札者は、同一売却区分番号について、２枚以上の入札書を提出することはできません。
　提出した場合は入札書の全てが無効となります。
（６）次の用件に該当する方は、公売財産を買い受けることはできません。
　ア　買受人の制限（国税徴収法第９２条）、公売参加者の制限（国税徴収法第１０８条）等により買受人となることができない者
　イ　公売財産の買受人について一定の資格その他の要件を必要とする場合で、これらの資格等を有しない者
（７）公売前に滞納税が完納となった差押物品については、公売中止となります。

２　公売保証金の納付

今回の入札に関しては公売保証金の納付は必要ありません。

３　入札方法

来庁による入札とします。郵送による入札は行いません。

４　開札の方法

開札は、１１月３０日（月）午前９時に川南町役場にて職員（公売事務担当を除く。）立会いの上で行います。

５　最高価申込者の決定

売却区分番号ごとに、入札価額が見積価額以上で、かつ、最高価額である入札者を最高価申込者として決定します。最高価申込者の決定は、公売財産が課税財産であるか否を問わず、入札書の「入札価額」欄に記載された金額により行います。
（注）　最高価申込者に決定した方には、その旨、開札日に電話でお知らせします。

６　追加入札

開札の結果、最高価申込者となるべき方が２人以上いる場合には、その方同士により追加入札を行います。追加入札は、１１月３０日（月）午前１０時に出頭した最高価申込者となるべき方の間で行います。追加入札の価額が同額のときは、　「くじ」で最高価申込者を決定します。ただし、最高価申込者となるべき方が一人も出頭しなかった場合は、公売担当職員による「くじ」で最高価申込者を決定します。
（１）追加入札の価格は、当初入札価額以上でなければなりません。
（２）入札をするべき方が入札をしなかった場合又は入札価額が当初入札価額に満たなかった場合には、その事実があった後２年間、公売の参加を制限し、入札させないことがあります。

７　買受代金の納付及び物品の引渡し

買受人は、１２月２日（水）午後２時３０分までに、川南町役場税務課窓口で物品引渡しの際に買受代金の全額をお支払ください。その際に、本人確認書類（運転免許証等）を必ず持参してください。
お支払は、現金のみとします。

お問合せ先
川南町役場　税務課　管理収納係
℡　０９８３－２７－８００４（直通）